

田辺市における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	関係者及び合意状況
湯の峰温泉	田辺市本宮町湯峯字松葉257の先	田辺市が行う道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2項第2号に規定する乗合旅客の運送の用に供する自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。 最左欄の停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について調整を図り、交通に支障を来さないようにすること。	関係者 田辺市 和歌山県公安委員会 近畿運輸局 龍神自動車株式会社 明光バス株式会社 田辺市地域公共交通会議 合意状況 令和7年10月31日、上記関係者において合意
下湯の峰	田辺市本宮町下湯川617			
下湯川	田辺市本宮町下湯川494の先			
渡瀬温泉	田辺市本宮町渡瀬963			
川湯温泉	田辺市本宮町川湯1の先			
かめや前	田辺市本宮町川湯1434の先			
ふじや前	田辺市本宮町川湯1452の先			
請川	田辺市本宮町請川302の先			
大日越登り口	田辺市本宮町本宮487の先			
大宮大社前	田辺市本宮町本宮100番地の1先			